

第2章 分野別方針

分野別方針の基本的な考え方

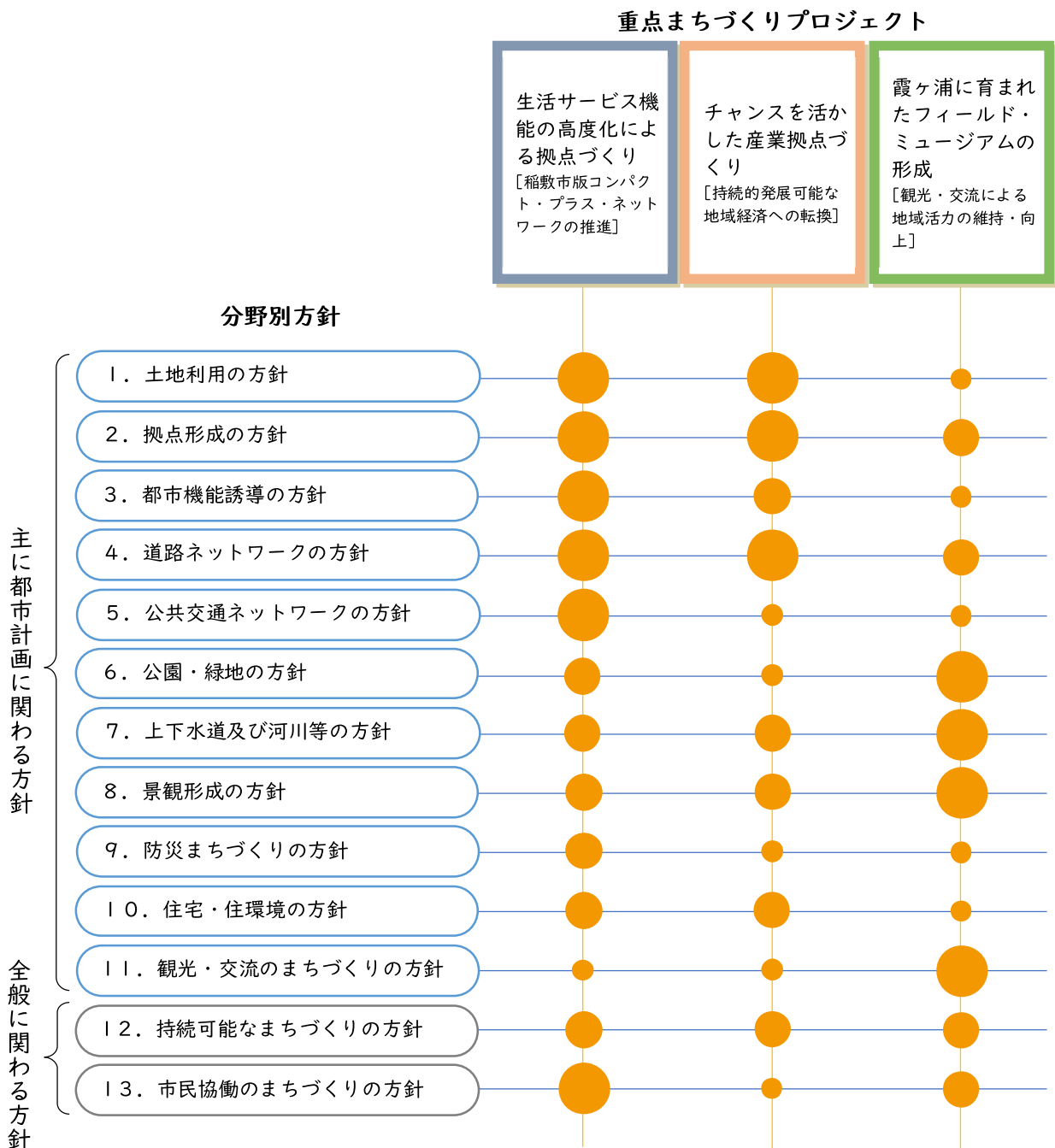
【重点まちづくりプロジェクトとの関係】

前章でも示したとおり、本市では今後、限られた経営資源(ヒト、モノ、カネ)を有効に投資していく“選択と集中”による拠点づくりを推進するため、3つの重点まちづくりプロジェクトを位置づけ、持続可能なまちづくりへの移行を目指しています。

この3つの重点まちづくりプロジェクトを計画的かつ着実に推進し、将来都市像を実現するためには、まちづくりに関わる様々な分野から多角的にアプローチし、相互に連携・補完しながら一体的な都市づくりを進めていく必要があります。

分野別方針と重点まちづくりプロジェクトとの関係は、以下のとおりです。

▼分野別方針と重点まちづくりプロジェクトの関係



1. 土地利用の方針

本市は、区域区分制度が異なる2つの都市計画区域で構成されています。圏央道の4車線化に加えて、今後は成田空港や茨城空港の機能強化等が進むことで、インターチェンジ周辺や主要な幹線道路沿道等での開発に対する期待が高まっていることから、既存の都市計画制度を基本として都市的土地利用を図りつつ、本市の基幹産業である農業の生産環境、霞ヶ浦や利根川をはじめとする水辺環境と調和のとれた土地利用の誘導を目指します。

(1) 区域区分

①都市計画区域

都市計画区域は、稲敷東部台都市計画区域（線引き）と稲敷東南部都市計画区域（非線引き）を維持しつつ、計画的な土地利用の誘導を行います。

②土地利用

2つの都市計画区域の維持を前提として、土地利用の基本的な考え方を次のように位置づけます。

土地利用	基本的な考え方
区域区分	<ul style="list-style-type: none"> ○線引きと非線引きによる土地利用規制が共存する都市として、地域特性や市街化動向などを踏まえながら、秩序と一体感のある土地利用誘導を目指します。 ○稲敷東IC周辺などでは、一団の開発において、都市計画区域を跨ぐケースも想定されることから、必要に応じて部分的に都市計画区域などを見直しを検討します。
市街化区域	<ul style="list-style-type: none"> ○コンパクトなまちづくりを推進する制度として、既に指定されている江戸崎市街地、新利根市街地において、土地利用の維持・更新や拠点形成、宅地化の促進、各種都市機能の集積、低・未利用地の活用を図り、ゆとりある居住環境と賑わいのある商業環境等を創造します。 ○活力ある産業を支える制度として、既に指定されている稲敷工業団地、下太田工業団地、下太田第二工業団地、高田工業団地において、操業環境の維持を図ります。 ○既存の工業団地の隣接地等においては、工業用地の需要を踏まえ、用途地域の拡大を検討します。 ○河川浸水や土砂災害等の災害リスクの特に高い区域は、関係法令との整合により都市的土地利用を抑制します。
市街化調整区域・都市計画白地	<ul style="list-style-type: none"> ○市街化調整区域においては、市街化を抑制し、自然環境や集落環境、営農環境の保全を図ります。 ○水田や畑などの農地は、本市の基幹産業を維持するため、農業振興施策との整合により保全を図ります。 ○霞ヶ浦、利根川等に代表される恵まれた水辺環境、平地林や斜面林等の樹林地、本市の代表的なレクリエーション資源となっているゴルフ場や周辺の緑地は、貴重な動植物の生息生育空間や景観資源となっていることから、関係法令との整合により保全を図ります。 ○既存コミュニティや集落環境の維持、市街化区域隣接部やIC周辺、幹線道路沿道における秩序ある土地利用を誘導するため、区域指定制度や地区計画の活用を検討します。 ○地域の活力維持や振興に役立つ都市的土地利用等を図るため、地区計画制度等を活用した未利用の公共施設用地の有効活用を検討します。

地域地区（用途地域）	<ul style="list-style-type: none"> ○土地利用や建築物の適切な誘導を図る制度として、市街化区域において既存の用途地域に沿った誘導を図りますが、幹線道路の整備や市街地環境の変化、拠点機能の形成等にもない、用途地域の変更が求められることも考えられることから、適宜必要な見直しを行います。 ○白地地域に位置する計画的に開発が行われた一団の区域（住居系及び産業系）については、土地利用を明確にするため、用途地域の指定を検討します。
地域地区（特定用途制限地域）	<ul style="list-style-type: none"> ○両区域で都市計画制度が異なることによる不均衡な市街化などが生じないように、非線引き都市計画区域において特定用途制限地域制度などを活用して計画的な土地利用の誘導を行うことを検討します。
地区計画	<ul style="list-style-type: none"> ○地域特性に合わせた土地利用や整備・開発・保全を誘導するための制度として、市街化区域及び市街化調整区域、白地地域において効果的な活用を進めます。 ○圏央道 I C 周辺や幹線道路沿道においては、交通環境の優位性を活用した土地利用を推進するため、地区計画の活用を検討します。 ○市街化区域や用途地域の縁辺部においては、土地利用に対する需要と市街化区域や用途地域内の未利用地の状況等も考慮しつつ、適切な土地利用を実現するため、地区計画の活用を検討します。 ○将来都市構造で位置づけた拠点の形成にあたっては、誘導する施設や機能・土地利用の強化や明確化を図るため、地区計画の活用を検討します。 ○市街化調整区域や白地地域で、開発などにより市街地環境が整備された地区においては、既存の良好な市街地環境の維持・保全を図ることを目的に地区計画の活用を検討します。

2. 拠点形成の方針

本市の持続可能なまちづくり・都市づくりを牽引するとともに、産業や行政サービス、交流などの集積による機能充実、市民の日常生活に不可欠な機能の確保を図るため、都市計画制度や各種制度の研究・活用、都市基盤や都市機能の充実を推進し、機能的で魅力ある拠点形成を目指します。

(1) 骨格形成拠点（都市拠点及び地域生活拠点）の形成

- 都市拠点については、市全体を対象とする都市機能の充実を目指し、既存機能や交通結節機能の維持・充実に加え、市民ニーズや社会経済環境に沿った新たな機能導入や環境整備に向けて、ハード・ソフトの連携を図りながら、総合的かつ積極的に拠点形成を推進します。
- 地域生活拠点については、地域コミュニティの拠点として期待されることから、公民館活動をはじめとする生涯学習や福祉分野との連携を確保しながら、ハード・ソフトに関する施策を推進します。

(2) 産業形成拠点の形成

- 産業形成拠点のうち、既に操業している拠点については、産業環境や技術の革新に対応できる環境を提供することにより、本市への定着促進を目指します。一方、今後形成を目指す拠点については、圏央道や国道 51 号、国道 125 号、国道 408 号などが通る恵まれた道路交通環境や成田空港に近接する位置特性、本市の基幹産業である農業などを活かした産業機能の集積を目指します。

(3) 行政サービス拠点の形成

- 稲敷市役所本庁舎及び周辺地域では、行政サービス機能を中心に生活利便機能や地域交流を促進する機能を誘導し、市の顔となる拠点としての機能充実を目指します。一方、東支所周辺では、地域住民のニーズを踏まえた公共施設の再配置や利活用を通じて、地域コミュニティの支えとなる拠点づくりを進めます。

(4) 交流促進拠点の形成

- 交流促進拠点は、地域資源や観光拠点との連携による拠点形成を目指す拠点として、水辺を活かした交流、スポーツを介した交流、大杉神社をはじめとする観光交流などでの拠点形成を想定します。なお、拠点形成においては、PPP/PFI などを含めた官民連携や地方創生関連施策の活用についても検討します。

3. 都市機能誘導の方針

将来都市構造における骨格形成拠点の充実・強化を目指し、商業、医療、福祉、教育、行政等の生活サービスに関する都市機能の誘導を図ります。

なお、都市機能の誘導にあたっては、地域特性や拠点の役割を踏まえ、拠点の特性や強みを活かすとともに、公共施設の再編や統廃合の方針との整合も図りながら、市全体としてのメリハリとバランスの取れた都市機能の誘導を目指します。

- 行政機能については、本庁舎を中心としながら、公共施設の再編や統廃合の方針を踏まえ、各地域での窓口機能の確保に配慮します。また、行政機能を中心とする賑わい創出に向け、地域の特性を活かしながら、市民生活や地域交流を促進する機能の集積による骨格形成拠点における都市機能の充実を目指します。
- 買物、医療・福祉などの市民の日常生活に密接に関わる機能については、各骨格形成拠点等への集約を図るとともに、施設の複合化・多機能化などによる利便性の向上を目指すこととし、おおむね下表のような配置を想定します。
- 拠点へのアクセスや連携を確保するため、拠点形成においては公共交通ネットワークとの整合を考慮しながら、乗降や待ち合い機能の充実を図ります。

都市機能	施設等	市内で 1施設	東西ゾーンで 各1施設	4地域で 各1施設	市内各所
行政機能	市役所本庁舎等 支所等	○ ○			
福祉機能	保健センター 福祉センター等 高齢者福祉施設等	○	○		
子育て機能	子育て支援センター等 認定こども園・保育所・幼稚園等		○	○	
商業機能	ショッピングセンター等 スーパーマーケット・ドラッグストア・コンビニエンスストア・ガソリンスタンド等		○		○
医療機能	1~2次医療施設等 診療所等		○	○	
教育機能	高等教育施設等 義務教育施設等	○	○		
文化機能	図書館 公民館等	○		○	
金融機能	金融機関			○	
娯楽機能	娯楽施設	○			
その他機能	居住機能(住宅等) 日常的な商業やサービス機能等				○ ○

4. 道路ネットワークの方針

日常生活に不可欠な周辺都市との連携を図るため、圏央道や国道51号、国道125号、国道408号、県道竜ヶ崎潮来線などを基本とする広域ネットワークの維持・拡充を図ります。

また、身近な生活幹線道路や生活補助幹線道路については、既存の道路ネットワークの維持を基本としつつ、計画的で効率的な新設・改修・補修等を推進するとともに、誰もが安全で快適に安心して移動できるバリアフリー化を含めて、道路環境の整備を目指します。

さらに、フィールド・ミュージアムの実現に向けて、つくば霞ヶ浦りんりんロードや重点まちづくりプロジェクトに示した水辺軸などを活かした、観光やレクリエーション資源を結ぶ観光交流ネットワークづくりを推進します。

(1) 道路ネットワークの形成

①広域幹線道路

- 圏央道については、引き続き4車線化の促進を図るとともに、江戸崎パーキングエリアの利活用やインターチェンジ周辺の開発などを推進します。
- 国道や県道などについては、走行性の維持・改善や歩行者空間の確保などに向け、管理者との協議を進めます。
- 整備が完了している路線・区間については、引き続き、自動車、歩行者、自転車利用者などが安全で快適に利用できるよう、適切な維持管理を行います。

②地域間幹線道路

- 地域間幹線道路は、走行性の維持・改善を図るとともに、歩行者や自転車、沿道土地利用に配慮した道路空間の形成を目指します。
- 整備が完了している路線・区間については、引き続き、自動車、歩行者、自転車利用者などが安全で快適に利用できるよう、適切な維持管理を行います。

③生活幹線道路・生活補助幹線道路

- 市街地内、集落内を通る身近な生活道路は、危険箇所の解消や交差点改良、幅員狭小区間の拡幅改良などによる安全対策整備を図ります。
- 道路の新設・改良にあたっては、必要に応じて排水対策を推進します。

④その他の道路

- つくば霞ヶ浦りんりんロードについては、ナショナルサイクルートを構成する広域自転車道であることから、適切な維持管理と効果的な利活用に向け、茨城県や周辺自治体などとの連携強化を図ります。
- 東地域の伊佐部橋から東中神橋までを結ぶ「新利根川桜づつみ遊歩道(約1.4km)」や、関東ふれあいの道(首都圏自然歩道)として指定されている、桜川地域の古渡橋から東地域の水郷大橋までを結ぶ「水の恵みと水田地帯のみち(約26.5km)」、阿見町の島津から本市の古渡橋までを結ぶ「水の恵みを知るみち(約19.0km)」については、地域資源に親しむ歩行者ネットワークとして、道路環境の改善、休憩施設や案内施設などの充実を進めます。

5. 公共交通ネットワークの方針

将来都市構造に示した本市周辺の拠点的な都市との連携の方針や、重点まちづくりプロジェクトに示したコンパクト・プラス・ネットワークの実現に向けて、周辺市町村や首都圏を結ぶ広域的な公共交通ネットワーク、市内の拠点や集落などを結ぶ地域間公共交通ネットワークの維持・強化に取り組みます。

また、高齢者をはじめとする交通弱者の移動手段の持続可能な運行体制の確保を目指し、需要と供給のバランスを踏まえ、多様な公共交通手段のあり方を検討します。

- 日常生活及び通勤・通学などの移動手段の確保と持続可能な市内公共交通網の存続を図るため、「地域公共交通活性化協議会」を中心として、エリア交通をはじめ、市民や来訪者に利用しやすい持続可能な公共交通への移行など、継続的に公共交通のあり方を検討します。
- 自家用車を所有していない交通弱者の移動利便性を確保するため、地域交通利用料金補助事業等による公共交通に関するセーフティネットの構築を図ります。
- 東京方面との結びつきが強い市民ニーズを踏まえ、首都圏への広域アクセスを確保するため、新たな高速バス運行の実現を検討するとともに、通勤・通学時における市外の主要鉄道駅へのアクセスの維持・確保を図ります。
- 公共交通の利便性を向上するため、拠点形成との連携も含め、交通結節機能の充実・強化を図ります。
- 車両の位置情報、データ解析技術等を活用した運行管理等の次世代高度道路交通システム（ITS）の導入や公共交通の利用促進策を展開し、高齢化や過疎化にも対応可能なモビリティ環境を整備します。

▼公共交通ネットワークの方針図



出典：第2次稲敷市地域公共交通計画(2026(令和8)年3月)

6. 公園・緑地の方針

公園については、市民の憩いの場や子どもたちの遊び場、市街地内のオープンスペースなどとして、利用者ニーズの変化に対応した施設・機能のあり方や、将来を見据えた維持・管理のあり方を検討します。

緑地については、水辺と一体となった緑地空間など、本市固有の緑地を有することから、グリーンインフラとしての利活用と保全に取り組みます。

重点まちづくりプロジェクトに示したフィールド・ミュージアムの実現に向けて、公園や緑地、観光・レクリエーション資源等を連絡するネットワークを構築します。

(1) 公園

- 既存の公園・緑地については、適切な維持管理に努めるとともに、バリアフリー化や防災機能の付加、防犯面への配慮など、安心・安全に利用できる環境づくりを進めることとし、これらを推進するため「緑の基本計画」の策定についても検討します。
- 新利根総合運動公園、江戸崎総合運動公園、桜川総合運動公園、東総合運動公園については、スポーツ交流拠点の核として、適正な維持・管理を図るとともに、公共施設の統廃合の方針との整合を図りながら、公園施設の整備・充実に取り組みます。
- 和田公園や横利根閘門ふれあい公園等の特徴的な公園については、フィールド・ミュージアムを構成する観光コンテンツとして、地域の歴史や自然、文化を学び、体験できる拠点など、市民や観光客のニーズを踏まえながら、観光・交流に資する活用を図ります。
- 近隣公園や街区公園に相当する公園については、身近なオープンスペースとして、施設の維持・保全に取り組みます。
- 人口減少や少子高齢化などの社会背景を考慮し、持続可能な地域づくりを進めるため、必要に応じて公園の統廃合や他用途への転用などについても検討します。

(2) 緑地

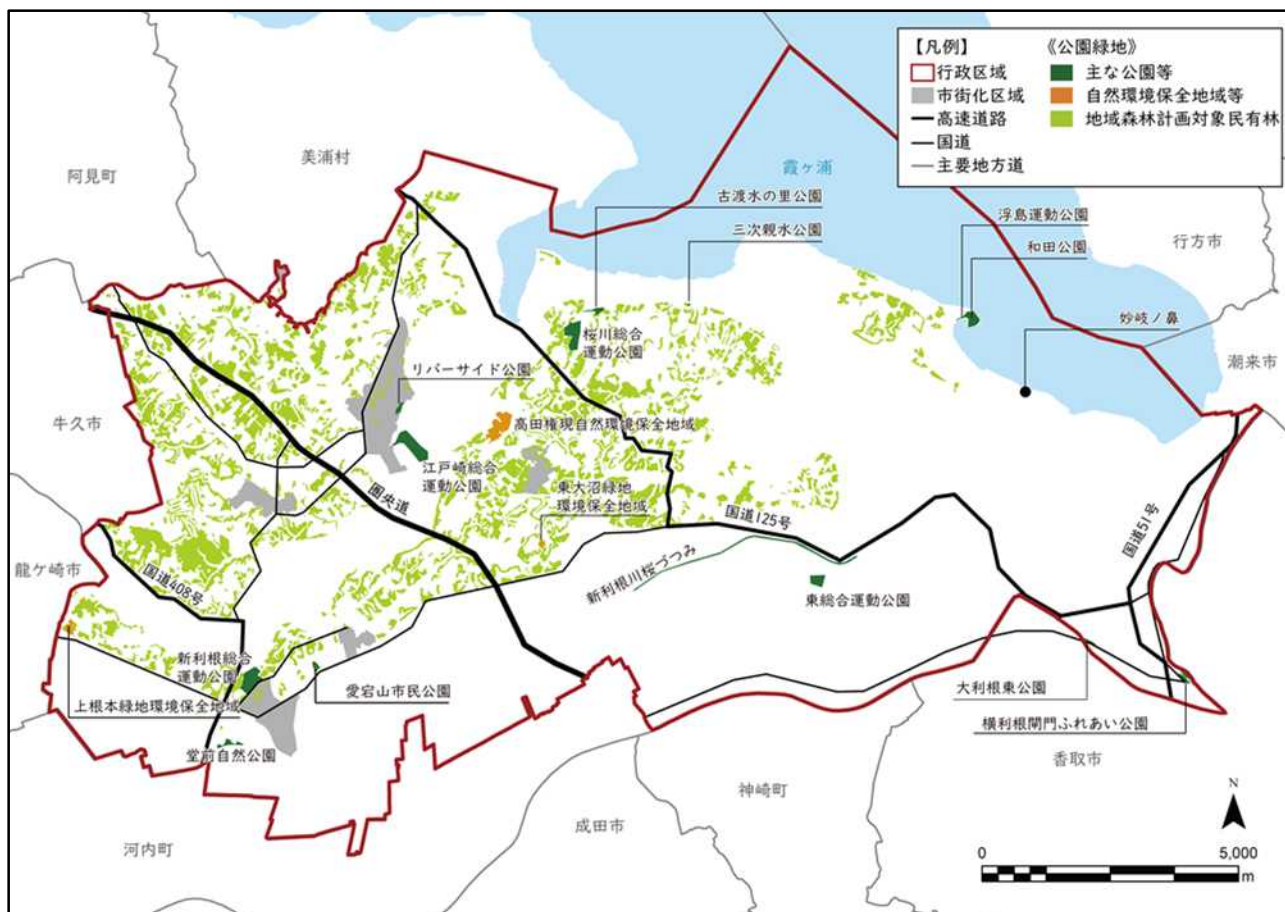
- 水郷筑波国定公園の霞ヶ浦湖岸や妙岐ノ鼻、天然記念物オオヒシクイが飛来する貴重な霞ヶ浦江戸崎入干拓地(通称、稲波干拓地)等の自然環境は、動植物の生息・生育空間として、周辺の河川等の水辺、農地等とともに一体的な保全を図ります。
- 特に妙岐ノ鼻においては、霞ヶ浦唯一の湿地帯で、多くの貴重生物の生息地であるとともに、貴重な萱場としての歴史性を有するため、関係各所等と連携しながら、その保全を図ります。
- 一団の平地林をはじめとする地域森林計画対象民有林は、所有者の理解と協力のもと、森林法等に基づき適切な保全を図ります。
- 稲敷台地と低地を結ぶ斜面地へ帯状に連なる斜面林は、集落や農地とともに本市の特徴ある自然環境であり、本市の原風景を想起させることから、特別緑地保全地区制度や風致地区制度を活用し、市民等の協力のもと、積極的な保全を図ります。

(3) 公園・緑地等の維持・管理・活用

- 公園施設の維持・管理においては、現在実施している地域住民の主体的な公園づくりの活動について、公園管理の里親制度や地域委託など、持続可能な管理体制を検討するとともに、市民団体やNPOなどとの協働、PPP/PFIなどの手法の導入についても検討します。
- 各種の法で定める公園については、公共施設の再編や統廃合の方針等を踏まえつつ、必要に応じて都市公園として位置づけることも検討します。

○本市に多く立地するゴルフ場の敷地周辺の樹林地については、貴重な緑地の一部として保全を図るとともに、景観面での借景的な活用のほか、インバウンド需要も念頭におき、スポーツレジャー資源として観光・レクリエーションでの活用を図ります。

▼公園・緑地等の方針図



7. 上・下水道及び河川等の方針

上水道については、人口減少や節水技術の向上など、今後の事業収益を考慮しながら、持続可能性や災害に強い上水道事業の実現を目指します。

下水道については、「生活排水ベストプラン(茨城県)」に基づき、公共下水道、農業集落排水事業、合併処理浄化槽などによる総合的な生活排水対策により、快適な生活環境を確保し、霞ヶ浦などの公共水域の保全や汚濁防止を目指します。

河川については、国、県等との連携により、防災・減災対策の充実と河川環境を活用した魅力ある自然空間の形成を目指します。特に霞ヶ浦や利根川などの主要な河川については、フィールド・ミュージアムを構成する観光コンテンツを連絡する水辺軸としての活用を目指します。

水路については、治水や利水だけでなく、親水性のある水辺環境の創出、景観形成などの多面的な機能を有することから、管理者と連携し水路環境や生態系の維持を目指します。

(1)上水道

- 安定的な水道サービスを将来にわたって提供できるよう、施設の維持管理を的確に行い、信頼性の高い給水体制の維持を図ります。
- 安全な水道水の安定供給に向け、水源の確保や水質管理の適正化、受水量の把握等の計画的な運営に取り組むとともに、水道事業の広域化についての動向把握や検討を行います。

(2)下水道

- 公共下水道（污水）については、将来の人口動向を見据えながら、既存施設の維持・長寿命化、公共下水道の利用促進に取り組みます。
- 公共下水道や農業集落排水事業の区域外においては、合併処理浄化槽の設置を促進します。
- 「生活排水ベストプラン(茨城県)」に基づき、公共下水道、農業集落排水事業、合併処理浄化槽などによる総合的な生活排水対策により、快適な生活環境を確保し、霞ヶ浦などの公共水域の保全や汚濁防止を目指します。

(3)河川等

- 霞ヶ浦、利根川等については管理者等と連携し河川改修事業を促進するとともに、水害の防止を図ります。
- 国や茨城県、周辺市町村と連携を図りながら、市民や企業・団体などとの協働により、霞ヶ浦や河川の水質浄化に努めます。
- 霞ヶ浦湖岸や河川の堤防敷等、本市の特徴である貴重な水辺空間を活かした親水空間づくりや水辺軸としてのネットワーク形成を進めます。
- 主要な水路の適切な維持管理を行い、農業用水や排水機能の安定的な確保を図ります。
- 水路沿いにおける緑化や遊歩道整備などにより、市民が親しめる空間の創出を図ります。

8. 景観形成の方針

本市は低地と台地から形成される広がりのある田園景観、霞ヶ浦や利根川などの雄大な水辺景観を有し、季節や時間により異なる様々な景観資源を有しています。このような景観資源の活用と次世代への継承を目指し、様々な主体と連携しながら景観まちづくりに取り組みます。

また、市民アンケートにおいて評価が高い稲敷市らしい田園景観や水辺景観は、シビックプライド醸成の観点から地域愛護活動や環境教育等への活用を図ります。

(1) 景観資源の保全

- 地域特性を活かした良好な景観形成を図るため、市街地景観、幹線道路沿道景観、集落景観などに配慮したまちづくりを推進します。
- 霞ヶ浦江戸崎入干拓地(通称、稲波干拓地)や妙岐ノ鼻をはじめ、霞ヶ浦湖岸一帯等の自然景観は、野鳥などの多種多様な動植物の貴重な生育生息空間となっており、また市民や来訪者にとって観光・交流の場ともなっていることから、茨城県や周辺市町村とともに水郷筑波国定公園としての品格を高めながら、自然環境の維持・保全による良好な自然環境を守り、後世に継承します。
- 江戸崎市街地等に点在する蔵等の歴史景観は、古くは城下町、水運の拠点として発展してきた経緯の名残であることから、こうした特徴ある地区の歴史景観を大切に守り、活かし、後世に継承します。
- 本市の歴史や風土が感じられる水郷ならではの集落景観については生活道路や下水道等の生活環境の向上を図りながら既存集落を集約しつつ、開発の抑制や農地の保全を図り、景観の維持・保全に努めます。

(2) 景観まちづくりの推進

- 霞ヶ浦湖岸一帯の良好な自然環境については、茨城県や周辺市町村と連携を図るとともに、景観計画等による景観形成基準の策定などを検討します。
- 公共施設や商業施設が集積する江戸崎市街地では、地元商店主等との連携により、歴史景観を核にした景観まちづくりを推進します。
- 単独で設置する大規模な太陽光発電施設については、本市の歴史や自然環境を中心とする景観との調和を図るため、適切な設置が図られるよう、事業者などに協力を働きかけます。

(3) 屋外広告物の規制・誘導

- 茨城県景観形成条例や茨城県屋外広告物条例、景観法等により、大規模な建築物や工作物の景観誘導、屋外広告物の適正誘導を図ります。

9. 防災まちづくりの方針

将来起こりうる可能性のある直下型地震や水害等に対して、市民の生命と財産を守り、安心して暮らすことができるよう、「稲敷市地域防災計画」(2024(令和6)年度改訂)に基づき、ハード対策とソフト対策の両面から、市民・事業者・行政の連携により防災体制の充実・強化を目指すとともに、防災・減災に関する啓発、適切な避難行動の周知などを行います。

(1) 事前復興準備の取り組み

- 具体的な復興まちづくりの考え方を示すため、「事前復興計画」の策定により、復興体制、復興手順、復興訓練、基礎データの整理、分析、復興まちづくりの実施方針等を検討し、総合的な復興まちづくりの計画とすることを検討します。

(2) 水害

- 河川による水害の防災・減災を目指し、流域治水の考え方に基づき、引き続き河川管理者と連携しながら、河川改修に努めるとともに、水害リスクや避難方法などについての情報公開、リスクコミュニケーションの充実・強化に取り組みます
- 内水氾濫が発生するおそれのある地域については、中小河川や水路等の排水設備、調整池等の雨水貯留施設等の整備を推進します。

(3) 地震災害

- 既存建築物の耐震性の向上を目指し「稲敷市耐震改修促進計画」(2022(令和4)年3月改定)に基づき、耐震診断とその結果に基づく耐震改修を促進します。
- 液状化による被害を軽減するため、地盤データの収集・整理と有効な地盤改良の検討を進めるとともに、パンフレット配布などによる対策の普及・啓発を推進します。

(4) 土砂災害

- 土砂災害については、斜面の崩落が危惧される急傾斜地において法による位置づけや必要な整備を推進します。
- 本市の台地部や斜面地に見られる土砂採取を行っている場所では、降雨時などの土砂災害が危惧されるため、「稲敷市土採取事業規制条例」に基づく対策を講じます。
- 盛土造成地では、地滑り、崖崩れ、土砂流出などが懸念されるため、関係機関と連携して盛土規制法(宅地造成及び特定盛土等規制法)に基づき情報周知を行うとともに、安全基準への適合や安全保持などを働きかけ、危険性の高い盛土等に対する対策を促進します。

(5) 防災・減災対策の推進

- 市街地においては、災害時の防災・減災対策を進めるため、建築物の不燃化を促進し、セットバックの促進、ブロック塀の除却などを促進します。
- 市民の迅速かつ適切な避難行動を促すため、避難路の整備、マイ・タイムラインの作成支援、ハザードマップ等によるリスクの周知、公共施設における避難マニュアルの作成及び民間施設における避難マニュアル作成、自主防災活動の支援などを推進します。

10. 住宅・住環境の方針

人口減少や空き家対策に対する関心が高まる中で、生活利便性の確保とともに、良質な住宅地や居住環境の提供、既存ストックの活用を図ります。さらに、このような住宅施策と関連施策との連携を図り、移住・定住などの地方創生に取り組みます。

(1) 住宅施策の推進

- 「茨城県住生活基本計画」(2022(令和4)年3月改定)に基づき、県との連携のもと、総合的な住宅施策を推進します。
- 計画的に開発された一団の団地については、居住環境の維持・保全に向け協定などの運用状況を注視するとともに、必要に応じて地区計画の活用を検討します。
- 既成市街地においては、空き家の適正な維持・管理、利活用についての周知を図るとともに、民間事業者と連携した宅地化の促進について検討します。
- 人口減少対策や若年層の定住促進を図るため、公共施設跡地の利活用と連携しながら、子育て支援住宅や医療・介護と連携した住宅・居住環境の提供などについて検討します。

(2) 公営住宅の維持管理

- 県営結佐アパート及び市営結佐住宅については、良好な住宅ストックとして有効に活用していくために、県との連携のもと、適切な維持管理を推進します。
- 市営住宅については、老朽化が進んでいることから、「稲敷市市営住宅等長寿命化計画」(2020(令和2)年3月)に基づき、適切な住宅の供給と計画的な維持管理を推進します。

11. 観光・交流のまちづくりの方針

本市の持つ自然・歴史・文化など多様な資源や、つくば霞ヶ浦りんりんロードをはじめとする広域的な観光ネットワーク、成田空港に近接する位置条件や東関東自動車道水戸線の全線開通による茨城空港へのアクセス性向上などを活かした観光まちづくりを推進します。

- フィールド・ミュージアムの実現に向け、観光資源の魅力づけや発信を強化するとともに、観光資源の連携や本市へのアクセスを確保するネットワークの形成に取り組みます。
- 空き家や公共施設跡地などを活用した、宿泊・休憩施設の整備や案内機能の充実に向け、民間事業者が参加しやすい事業環境づくりに取り組みます。
- 来訪者が市内を円滑に移動できるよう、案内サインやマップなどの充実を図るとともに、公共交通の利用促進を図ります。
- 観光・交流の推進にあたっては、地域の住民や団体、事業者が主体となって地域資源を活かす取組を進め、来訪者と地域とのつながりを深める観光まちづくりを進めます。また、市全体での観光・交流のビジョン等を明確にするための計画の策定を検討します。

12. 持続可能なまちづくりの方針

人口減少や少子高齢化を見据え、稲敷市を次世代に継承するため、コンパクト・プラス・ネットワークを基本とする集約型のまちづくりを進めるとともに、デジタル技術の活用、カーボンニュートラルの実現、地域共生社会など、今日的な課題への対応を進めます。

- デジタル技術を地域課題の解決へ戦略的に活用し、行政、商業、交通、医療・福祉、教育、防災、観光など多分野にわたる都市機能のスマート化を推進し、多様な主体との連携のもと、誰もが暮らしやすく、持続的に発展する地域社会の実現を目指します。
- 自然環境と共生しながら、再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの推進、循環型社会の構築を進め、環境負荷の低減に取り組み、将来世代にもやさしい地域づくりを目指します。
- 緑豊かな本市では、グリーンファイナンスやサステイナブルファイナンスなど、緑地をはじめとする自然資源等を客観的に評価して商品化等を行う仕組みの適用や導入を検討するなど、本市が有する地域資源を活用した環境対策を推進します。
- 公共施設の維持・管理コストの低減、効率的な維持・管理を進めるため、公共施設の整備・管理における指定管理者制度やPFIなど、民間資金の活用について検討します。
- 公共サービスの高度化や多様化するニーズに対応するため、施設運営の広域化、民間事業者との連携などについて検討します。

13. 市民協働のまちづくりの方針

まちづくりの推進においては、基盤や施設などのハード整備だけでなく、それらをどのように活用していくかというソフト施策が重要であり、この分野においては、市民や事業者の理解と参画が不可欠です。また、今後の行財政運営を考慮すると、これまで以上に市民参画が重要となることから、まちづくりにおける市民協働意識の醸成に取り組みます。

- まちづくりへの参画意識を醸成するため、都市計画制度や本市のまちづくり、地域づくりなどの取組に関する情報発信を強化します。
- 本市の特徴となっている公民館活動を中心として、協議会やワークショップ、対話の場など、地域課題やまちづくりに触れる機会を提供します。
- 地域づくりに関心を持つ若者や子育て世代の参加を促すとともに、地域の担い手となる人材を育成し、地域の知恵や技術、文化を次世代に継承していける仕組みづくりを進めます。
- 毎日暮らす環境や産業、地域資源に触れる社会教育の充実に向け、学校教育との連携強化を検討します。
- まちづくりへの多様な主体の参画を促進するため、NPOの育成・連携、市内に立地する事業者との連携強化を推進します。
- 市民のまちづくりへの参加を通じて、地域住民同士のコミュニティを強化するほか、地域の魅力の再発見につなげることで、シビックプライドの醸成を目指します。